

太陽光発電事業と地域環境との調和に関する事項に対する パブリックコメント（意見公募）要領

1 案件

太陽光発電事業と地域環境との調和に関する事項

2 趣旨

丹波市では、太陽光発電施設が景観、居住環境その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電事業に関して、基本的かつ必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域環境との調和を図り、もって良好な環境及び地域住民等の安全な生活を確保することを目的として、条例を制定します。

この条例を制定するにあたり、太陽光発電事業と地域環境との調和に関する事項に対する意見の募集を行いますので、皆さまから広くご意見・ご提案等を募集します。

3 募集期間

令和5年7月3日（月）～令和5年8月2日（水） ※必着

4 意見を提出できる人

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所若しくは事業所に勤務する方又は市内の学校に在学する方
- (4) 丹波市ふるさと住民登録制度実施要綱（平成30年丹波市告示第186号）の規定に基づき登録された方
- (5) 意見等を求める事項に関し利害関係を有する方

5 閲覧場所

- (1) 市ホームページ
- (2) 建設部 都市住宅課（春日庁舎2階）
- (3) 各支所、各住民センター、ライフピアいちじま、市民プラザ

6 意見等の提出方法

「太陽光発電事業と地域環境との調和に関する事項に対するご意見・ご提案 提出用紙」に氏名・住所・連絡先、ご意見・ご提案、ご意見等の公表の意向を記入のうえ、下記のいずれかの方法でご提出ください。

- (1) 持 参…上記の閲覧場所に設置の意見提出箱へ投函
- (2) 郵 送…〒669-4192 丹波市春日町黒井811番地

丹波市役所 建設部 都市住宅課 都市計画係 宛

- (3) F A X…0795-74-1592 （※電話は不可）
- (4) 電子メール…toshijyuutaku@city.tamba.lg.jp

7 意見等の公表等

- (1) 提出されたご意見・ご提案等に対する市の考え方を回答として市ホームページで公表します。
- (2) 提出されたご意見・ご提案等に対し、個別の回答は行いません。
- (3) 意見募集の結果公表の際には、ご意見・ご提案等以外の内容（住所、氏名等の個人情報）は公表しません。（「丹波市パブリックコメント手続実施要綱」により適正に取り扱います。）

8 問合せ先

丹波市建設部都市住宅課 都市計画係 電話：0795-74-2364（直通）